

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人清仁会が開設する篠まごころホーム（以下「事業所」という。）が行なう指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせた適切なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、又は事業所に通い、若しくは短期間宿泊し、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対しサービス提供等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、「亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年亀岡市条例第33号）及び「亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年亀岡市条例第34号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 篠まごころホーム
- (2) 所在地 亀岡市篠町広田1丁目31番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という）の作成、地域の包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他の関係機関との連絡・調整等を行う。

(3) 看護職員 1人

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 7名以上

介護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、サービスの提供を行なう。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間	通いサービス	基本時間	8時30分から20時00分まで
	宿泊サービス	基本時間	20時00分から8時30分まで
	訪問サービス	24時間	

(定員)

第6条 事業所の登録定員は29人とする。

2 1日に通いサービスを提供する定員は17人とする。

3 1日に宿泊サービスを提供する定員は5人とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

①日常生活の援助

②健康チェック

③機能訓練

④食事支援

⑤入浴支援

⑥排泄支援

⑦送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所において宿泊し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスと宿泊サービスを組み合わせた介護を行うものとする。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又は家族に対して説明し、同意を得て、利用者に計画を交付する。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画の作成後において、実施状況と利用者の様態の変化等を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - (1) 宿泊は、1泊につき3,000円を徴収する
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食350円、昼食600円、夕食600円を徴収する。
 - (3) おやつ代150円、コピー代10円、テレビ利用料100円、持込電化製品の電気代50円、洗濯代100円、オムツ代はその実費それぞれを徴収する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加していただく場合の費用は実費を徴収する。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 第1項及び第2項の利用料の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業の利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要を認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は、亀岡市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 当事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示することとする。
- (2) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。
- (3) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により

破損等が生じた場合、弁償となる場合があることとする。

(4) 所持金品は、自己の責任で管理することとする。

(5) 事業所内における宗教活動及び政治活動は行わないこととする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、京都府、亀岡市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。

5 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、又は市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(ア) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(イ) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(ウ) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(運営推進会議)

第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議をおおむね2か月に1回開催し、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないこととする。

2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前2項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その様態、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

4 身体拘束等の適正化を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

5 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

6 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年一回以上実施する。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3 虐待防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年一回以上実施する。

5 各項の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメントの防止)

第20条 事業所は、適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

困を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者又はその家族等が、事業所や従業員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、また社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び従業員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、亀岡市高齢福祉課及び、亀岡市地域包括支援センターへ相談を行い、契約の解除を申し出る場合がある。

(業務継続に向けた取り組み)

第21条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第22条 事業所は、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は従業員（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じるものとする。また従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業員は、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人清仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 1 日改定

令和 4 年 1 月 1 日改定

令和 5 年 5 月 1 日改定

令和 5 年 6 月 19 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 11 月 25 日改定